

## J-クレジット制度における方法論(案)及び約款(案)についてのパブリックコメント募集結果(エネルギー分野(省エネルギー等分野))

平成25年5月

| 番号 | 該当方法論   | 意見内容   | コメントに対する考え方   |
|----|---|--|---|
| 1  | EN-S-032<br>p.10 <※3><br>便器にかかる大便と小便の使用比率は論文値(廣瀬ほか、学会論文)を使用してもよい                    | 同学会発表を学術論文化した「節水便器普及による環境負荷削減効果の定量化研究」(空気調和・衛生工学会 論文集No.193, 2013年4月)の表6に、自宅内洗浄回数モデル「大2.1、小2.6回/人・日」の数値がある。<br>大便小便の使用比率ではなく、一人一日あたりの洗浄回数(活動量)の使用を許可いただきたい。<br>・理由<br>計測が難しい場合に適用できるようにするため。<br>(妥当な使用モデルが公表されているため)   | 使用回数をモニタリングせずに、当該論文の値をそのまま使用することは、正確性又は保守性を担保できるかどうかの検討が必要になると考えますので、別途、方法論の修正提案が必要になります。<br>引用する論文については、御指摘いただいたものの方が査読を経た信頼性の高いものになるため、当該内容に係る部分は修正いたします。           |
| 2  | EN-S-032<br>p.11<br>適用条件2を満たすことを示す資料:「プロジェクト実施地の上水道、下水道の配管が確認できる資料・水道配管図、排水系統図等」    | 例示を削除いただきたい。あるいは「上下水道の検針票等」を加えていただきたい。<br>・理由<br>一般家庭の場合、水道配管図、排水系統図の入手は困難であるため。   | 当該部分は適用条件を満たすことを示す資料の例示ですので、記載されている資料に限る趣旨ではございません。<br>御指摘を踏まえ、「上下水道の検針票等」の例示を追記いたします。  |
| 3  | EN-S-007 他<br>p8~p9<br>6.モニタリング方法<br>2) 係数のモニタリング<br>モニタリング項目:電力のCO2 排出係数(tCO2/kWh) | モニタリング方法例において、「f(t): 移行関数」が記載されているが、移行年数を以下のようにすべきである。<br>f(t) = 0 [0 ≤ t < 1年]<br>f(t) = 0.5 [1年 ≤ t < 2年]<br>f(t) = 1 [2年 ≤ t]<br>・理由<br>系統電力の需要の変化がそのすう勢から乖離した場合、供給計画においてそれが反映されるのに必要な期間は1~2年であり、移行期間を2年と考えることが妥当であるため。   | 御指摘の内容は「モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)」に係る内容でございますので、今回のパブリックコメントの対象外になります。<br>「モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)」では、供給計画への反映及び旧制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年としております。                   |
| 4  | EN-S-007 他<br>p8~p9<br>6.モニタリング方法<br>2) 係数のモニタリング<br>モニタリング項目:電力のCO2 排出係数(tCO2/kWh) | 本方法論を使った排出削減プロジェクトの実施状況を検証するとともに、その実施がさらに促進されるよう、東日本大震災による影響を受けた系統電力の状況や、本制度の期間が2013年度~2020年度の8年間であること等を踏まえて、移行関数f(t)、限界電源CO2 排出係数C <sub>mo</sub> ならびに全電源CO2 排出係数Ca(t)を見直すプロセスを設けることについて明記するべきである。<br>・理由<br>Jクレジット制度開始にあたり、本方法論などで使用する電力のCO2 排出係数は、既存制度との継続性への配慮を理由として、本年4月に現状の取り扱いが採用されたところだが、Jクレジット制度の真の目的は、既存制度との継続性を維持することではなく、国内の排出削減活動の実施を促すことにある。<br>したがって、本方法論が、排出削減事業の実施を十分に促しているかどうかを調査・確認するとともに、その実施状況が改善・拡大されるよう、方法論の内容に対してPDCAサイクルを回していく必要がある。 | 御指摘の内容は「モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)」に係る内容でございますので、今回のパブリックコメントの対象外になります。<br>また、「モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)」は、本制度の基本文書でございますので、他の基本文書と同様に運営委員会において審議し、制度管理者が決定することとなっております。 |
| 5  | EN-S-002 他<br>p16<br>附属書A<br>自家発電機による発電電力を用いる場合の取扱いについて(要求事項)                       | 附属書Aで示される自家発電機による発電電力を用いる場合の電力のCO2 排出係数の算定方法は、発電だけを行う自家発電機に適用されるものであり、発電に加えて熱の回収も行うタイプ(以下、「熱電供給タイプ」とする)の自家発電機を用いる場合には適用されない旨を明記するべきである。<br>・理由<br>附属書Aの「式a-1」において示される算定式は、自家発電機に投入される燃料と、自家発電機からの発電電力しか取り扱っていない。<br>排出削減プロジェクトの実施前後において、熱電供給タイプの自家発電機を用いる場合には、自家発電機に投入された燃料によるCO2 排出量を、発電電力量と熱回収量とで按分したうえで、当該自家発電機からの電力のCO2 排出係数を算定する必要があるが、附属書Aでは対応できていないため。  | ここでの自家発電機は方法論EN-S-025の対象と同様に、電力のみを供給する発電設備を意味していません。<br>御指摘を踏まえ、コジェネレーション(熱電供給タイプ)に該当するものについては適用できない旨を明記いたします。  |

| 番号 | 該当方法論   | 意見内容  | コメントに対する考え方   |
|----|---|---|---|
| 6  | p3<br>3.プロジェクト実施後排出量の算定<br>EN-S-001   | プロジェクト排出に関して、事業実施後に燃料としてLNGを使う場合は、LPGや重油と異なり、LNGタンクのある大都市から輸送するため、従来使っていた燃料の場合と比較して、遠方から輸送することがあり、輸送時のCO2排出量がプロジェクト実施前よりも増大する可能性がある。(削減量の5%以上とははならずとも、1%を超えるケースはあると思われる)<br>削減量の算定に際しては、そのことも考慮すべきではないか？  | 「方法論策定規程(排出削減プロジェクト用)」では、排出削減量の算定で考慮すべき排出活動は、影響度とモニタリングコストを踏まえ決定することとされており、御指摘のあった排出活動は、予め計測可能な排出活動にはあたらないものとして整理されておりますので算定対象外となります。   |
| 7  | p8<br>6.モニタリング方法<br>注記<※2><br>プロジェクト実施前後のボイラーのエネルギー消費効率(εPJ及びεBL)を計測する場合、原則として、プロジェクト実施前後で統一された測定条件で計測することが必要である。<br>EN-S-006 | プロジェクト実施前、又は実施後のボイラーのエネルギー消費効率(εPJ及びεBL)を計測する場合、原則として、比較を可能とする統一された測定条件で計測することが必要である。<br>プロジェクト実施後のボイラーのエネルギー消費効率(εPJ)を計測する場合、メーカーの仕様書等に記載されたカタログ値と同じ条件で計測することが必要であり、いずれか保守的な値となるモニタリング方法を選択する。<br>・理由<br>プロジェクト実施後(新設時)の計測値は、性能劣化が無くカタログ値より高い(良い)性能値が計測される場合があるので、保守的なモニタリング方法の選択を念のため追記する。<br>①プロジェクト実施前に計測値を選択した場合は、実施後も計測値を選択するとの誤読を避ける必要がある。<br>②式5(P4)、及び式7(P5)に示すプロジェクト実施前後のボイラーのエネルギー消費効率(εPJ及びεBL)は、統一された条件、即ち、同じボイラー生成熱(多くは100%定格値のボイラー負荷)を使用することが前提であり、計測値のみならずカタログ値にあっても同様である。<br>③方法論EN-R-001(P15)、同005(P14)、及びEN-S-019(P11)に示す「ベースラインの対象設備のエネルギー消費効率(εBL)」に、EN-S-001に示す同様注記が無い。   | 現行の方法論案においても、プロジェクト実施前後の効率を計測する場合は、原則として、統一された測定条件で計測することを要求事項としております。<br>計測に当たっては、JISに基づき効率を算定することを求めているため、正確性には問題がなく、御指摘の保守的なモニタリング方法の追記は不要であると考えます。<br>なお、プロジェクト実施前に計測値を選択した場合は、原則、プロジェクト実施後も計測値を選択しなければなりませんし、プロジェクト実施前にカタログ値を使用した場合は、プロジェクト実施後もカタログ値を使用しなければなりませんので、その旨明確化いたします。<br>EN-R-001等、注記がない部分につきましては、御指摘を踏まえ修正いたします。 |
| 8  | p8<br>電力のCO2排出係数(tCO2/kWh)<br>EN-S-007  | 移行限界電源係数における移行期間を、電力供給の実態を反映し、かつ新たなJ-クレジット制度に適合した期間に見直すべきである。<br>またプロジェクト実施者からの申請に基づいて全電源平均係数も利用可能とされているが、移行限界電源係数のみを利用可能とすべきである。<br>なお「電力のCO2排出係数」について同じ記載がされている他の方法論についても、同様に対処すべきである。<br>・理由<br>この移行期間の根拠となる「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について」(平成21年8月)によると、需要の変化が供給計画に反映されるまでの期間(1～2年)と国内クレジット制度の終了までの期間(約4年間)から、一種の試行として全電源平均排出係数への移行期間である2.5年が決まっている。<br>しかしわずか2.5年で需要の変化が供給計画に反映され、火力、原子力、水力が同比率で調整されるとは考えられないこと、更に新制度では終了までの期間が8年間であり当時の国内クレジット制度とは異なることから、新制度に適合した、小規模電源の導入等の効果を適切に評価出来るような係数に見直すべきである。<br>また金銭的価値を生むクレジットを、プロジェクト実施者が都合よく選択した排出係数により算定するのは望ましくないため、排出削減量をより適切に算定出来る方法だけを利用可能とすべきである。移行係数は改善すべき点はあるものの、全電源平均係数と比べると、より適切な方法と考える。 | 御指摘の内容は「方法論策定規程(排出削減プロジェクト用)」に係る内容でございますので、今回のパブリックコメントの対象外となります。<br>「モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)」では、供給計画への反映及び旧制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年としております。また、電力の排出係数については全電源方式と移行限界電源方式の選択制としております。  |
| 9  | p1.2<br>1.適用条件<br>(2)ボイラーの新設するプロジェクトの場合<br>EN-S-001   | 標準的な設備の選定にあたり、①設備部の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。   | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。<br>また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。   |

| 番号 | 該当方法論   | 意見内容  | コメントに対する考え方   |
|----|---|---|---|
| 10 | p1.2<br>1. 適用条件<br>(2)ヒートポンプ導入により熱源設備を新設するプロジェクトの場合<br>EN-S-002 | 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。 | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。 |
| 11 | 1. 適用条件<br>(2)空調設備を新設するプロジェクトの場合<br>EN-S-004                    | 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。 | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。 |
| 12 | p1.2<br>1. 適用条件<br>(2)照明設備を新設するプロジェクトの場合<br>EN-S-006            | 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。 | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。 |
| 13 | p1.2<br>1. 適用条件<br>(2)熱源設備を新設するプロジェクトの場合<br>EN-R-007            | 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。 | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。 |
| 14 | p1.2<br>1. 適用条件<br>(2)自動車を新規導入するプロジェクトの場合<br>EN-S-012           | 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。 | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。 |

| 番号 | 該当方法論  | 意見内容  | コメントに対する<br>考え方   |
|----|--|---|---|
| 15 | p1.2<br>1. 適用条件<br>(2) 冷凍・冷蔵設備を新設するプロジェクトの場合<br><br>EN-S-016 | 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つが示されているが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加え、公表して頂きたい。また、当該価格に工事代を含めるか否かを検討して頂きたい。<br><br>・理由<br>○追加性判断(投資回収年数の計算)において、プロジェクト申請者毎に、同じ設備の設備金額が変動する事を回避するため。<br>○公平性を確保するため。<br>○プロジェクト実施者の見積り取得に係る力量(=定量的な評価が不可能)が、J-クレジット制度・排出削減事業の妥当性を計る要因とならないようにするため。 | 特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って個別に判断されるものでございます。<br>また、工事代については、「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定されているとおり、プロジェクトの実施において直接的に関係する場合は評価対象に含めることができます。 |

## J-クレジット制度における方法論(案)及び約款(案)についてのパブリックコメント募集結果(エネルギー分野(再生可能エネルギー分野))

平成25年5月

| 番号 | 該当方法論                 | 意見内容   | コメントに対する考え方   |
|----|-----------------------|--|---|
| 1  | EN-R-005              | 各方法論が必要以上に事細かに規定され過ぎており、これでは炭酸ガス削減行動の推進をもたらしくいと思います。例えば、「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」において、なぜ木質バイオマスに限定してしまっているのでしょうか？農業残渣などの未利用バイオマスなども対象とすべきです。<br>また、バイオマスは広く薄く存在することから、炭酸ガス削減事業化にあたっては、廃棄物などと混合活用を図ることも重要で、そういった複合事例も認められるべきです。<br>もっと大局的に見れば、掲げられた方法論だけではあまりに不十分であり、原則的に炭酸ガスの削減につながる行動は、すべて審査の対象とすべきだと思います。それとも、掲げられた方法論以外の事業化については、新たな方法論としての提案から審査を受けられる仕組みなののでしょうか？もしそうだとすれば、そのことがすぐ分かるような明記も必要であると思います。 | 特にバイオマス関係の方法論については、大気汚染等の他環境への影響や車両・設備等の安全利用等の観点から、原料や設備の要件等を精査してきたものです。<br>御指摘のとおり、現在の規程では農業残渣等の未利用バイオマスは対象外となっております。<br>ただし、プロジェクト実施からの提案に応じて、方法論を拡大することは可能となっております。<br>また、廃棄物との混合利用等については、複数の方法論を適用することによりプロジェクトとして実施することが可能となっております。<br>御理解のとおり方法論の策定手続は、プロジェクト実施者から提案があったものを審議・承認していくこととなっております。<br>手続の内容は「方法論策定規程」に記載されております。 |
| 2  | EN-R-004              | バイオ燃料利用全体において排ガス、ボイラー等のススの成分に有毒なもの「ダイオキシン類」が発生しない様に定期的に公的機関で分析する義務が必要だと思います。   | 「J-クレジット制度利用に係る約款(プロジェクト実施者向け)(案)」において、プロジェクト実施者は、各種法令等を遵守することと規定しておりますので、ダイオキシン類についても、関連法令に則ってプロジェクトを実施することになります。  |
| 3  | EN-R-004              | 特に廃棄物由来の燃料の製造については、副産物の適正な処理と再利用をさせることが必要であると思いますので、産業廃棄物については収集運搬の許可だけではなく処分の許可も必要と考えます。この場合は、回収量と製造量を正確に把握する必要と悪質業者の排除のためにも、またその場合は有価物等についてもマニフェストの添付義務が必要と考えます。   | 「J-クレジット制度利用に係る約款(プロジェクト実施者向け)(案)」において、プロジェクト実施者は、各種法令等を遵守することと規定しておりますので、産業廃棄物を扱う事業者は、関連法令に則ってプロジェクトを実施することになります。  |
| 4  | EN-R-003、<br>EN-R-010 | 地熱と地中熱に関する用語について：地熱という用語は概念が温泉、火山などエネルギーポリュームが大きな響き強い。いま、国内どこでも利用できる地中熱という用語は使い分けの必要があるとおもいます。なんらかの地中熱という表現を加えてください。   | 本方法論における地熱は、地球内部の熱源に由来する熱エネルギーを広く意味し、地中熱の概念も含むものとなっております。そのため、御指摘いただいた地中熱も方法論の対象となっております。<br>他方、御指摘いただいたわかりやすさの観点についても重要であると考えますので、「地熱」の定義を「地熱・地中熱」に修正いたします。  |

| 番号 | 該当方法論    | 意見内容  | コメントに対する考え方   |  |
|----|----------|---|---|--|
| 5  | EN-R-003 | 再生可能エネルギー熱の定義に、「地中熱」を加えていただきたい。<br>地熱と地中熱は賦存状況、利用方法、エネルギー供給源が異なっているために、環境省、経済産業省の文書においても両者は区別して記述されている。<br>地熱は地球内部のエネルギーであるという広義の定義をとると、地中熱も地熱の一部であるという論理となり、条件1での定義で支障がないように見えるかもしれないが、一般の方の地熱のイメージは火山や温泉周辺の高温のエネルギーであり、夏に冷熱が利用できる恒温のエネルギーである地中熱は、地熱のイメージの中におさまらない。ここ10年冬に温熱、夏に冷熱を使う地中熱利用が広まるにつれ、10年前に住宅への地中熱利用に地熱という言葉を用いていた事業者のほとんどが地中熱という言葉に変えてきている。昨年発表された環境省のガイドラインでも地中熱であり、経済産業省の補助金の対象も地中熱である。このような状況があるので、地中熱という言葉是非加えていただきたい。<br>賦存状況、利用方法、エネルギーの起源に関して両者を比較すると以下ようになる。地熱は地球内部の熱エネルギーであるが、通常は火山や温泉周辺の高温のエネルギー、あるいは、火山とは関係なく深部に存在する熱水のエネルギーを指す。一方、地中熱は地表付近に存在する季節間で温度変化のないエネルギー（10m程度の深さの温度は、その場所の年平均気温と同じであり、この深さの地下水の温度も年間通してほぼ一定）を指す。地熱の利用は、エネルギーが高温であることの特徴を生かしている。一方、地中熱の利用は、エネルギーが恒温であることの特徴を生かしており、気温との温度差があるため、夏は冷熱として、冬は温熱として利用する。地熱エネルギーは地中内部の放射性元素の壊変により生じたエネルギーであるが、地中熱エネルギーはそのほとんどが太陽エネルギーに起源している。<br>このように地熱と地中熱は、賦存状況、利用方法、エネルギーの起源が異なることから、異なる名称で呼ぶことが適切であり、国の文書でもそのようなになっている。<br>CO2クレジット制度の統合化により、地中熱、地熱のそれぞれの利用がさらに広がることを願い、コメントさせていただきました。 | 本方法論における地熱は、地球内部の熱源に由来する熱エネルギーを広く意味し、地中熱の概念も含むものとなっております。そのため、御指摘いただいた地中熱も方法論の対象となっております。<br>他方、御指摘いただいたわかりやすさの観点についても重要であると考えますので、「地熱」の定義を「地熱・地中熱」に修正いたします。  |  |
| 6  | EN-R-001 | p6<br>3.プロジェクト実施後排出量の算定<br>国内におけるバイオマス原料の貨物車両による運搬において、運搬に係る貨物車両の最大積載量が不明な場合は、当該貨物車両の最大積載量を2000kgとしてよい。   | バイオマス原料の輸送に十分な最大積載量の貨物自動車の燃費を使用すること、と変更すべきである。  | バイオマス原料の輸送状況が不明な場合の規定でございますので、輸送に十分な最大積載量についても当然把握できないものと考えます。そのため、簡便性を確保しつつ保守的である現在の内容と致します。  |
| 7  | EN-R-001 | p14<br>6.モニタリング方法<br>2) 係数のモニタリング<br>バイオマス固形燃料の単位発熱量  | JVER制度においては、木質チップ等は分析頻度が1年に数回分析を要求するケースがあったが、分析頻度に関する要求レベルを緩和した理由は？   | 木質バイオマスの単位発熱量は、季節変動による影響は小さく、供給元の材質に大きく影響いたします。供給元の材質構成は、年単位で変動する可能性が高いことから、1年に1回の要求頻度といたしました。   |
| 8  | EN-R-001 | p14<br>6.モニタリング方法<br>2) 係数のモニタリング<br>バイオマス固形燃料の単位発熱量  | 車両というのは、公道を走行する車両とオフロード法の対象となる重機・農機ということでよろしいでしょうか？<br>オフロード法の対象となる重機・農機の場合、法律やメーカーの仕様でB100の使用は認められていなかったと思われませんが、Jクレジット制度においても継続されるのでしょうか？   | オフロード法における軽油はB5までとしております。御指摘を踏まえ、方法論においても明確化しました。  |
| 9  | EN-R-003 | p1<br>適用条件  | 適用条件の説明項目の条件1で、再生可能エネルギー熱とは、…との記載があるが、この中に、地中熱と明確に入れて欲しい。地熱と言う表現は、一般に地熱発電所に関連した熱とのイメージが強いので、どこにでもある地中熱の利用が重要であるため、再生可能エネルギーの中に、地中熱という言葉も明確に入れて欲しい。<br>・理由<br>地中熱は、地表から200m程度までの熱で、大部分が太陽熱に起因し、太陽が当る地球上ではどこにでも分布する熱エネルギーである。一方、地熱は地熱発電所との関連が強く印象付けられ、火山等に関連した地域特性がある。温泉も同様に地域特性があり、どこにでもある地中熱とは明確に区分して、「地中熱」と言う言葉を再生可能エネルギー熱の中に明示するべきと考える。 | 本方法論における地熱は、地球内部の熱源に由来する熱エネルギーを広く意味し、地中熱の概念も含むものとなっております。そのため、御指摘いただいた地中熱も方法論の対象となっております。<br>他方、御指摘いただいたわかりやすさの観点についても重要であると考えますので、「地熱」の定義を「地熱・地中熱」に修正いたします。 |

| 番号 | 該当方法論                            | 意見内容  | コメントに対する考え方  |
|----|----------------------------------|---|--|
| 10 | EN-R-009<br>p1<br>適用条件           | 条件1:再生可能エネルギー熱とは、これまで利用されていなかった温泉熱、地熱、太陽熱又は雪氷熱を指す。とありますが、この条件1の中に再生可能エネルギーである「地中熱」が含まれておりません。地熱と地中熱は言葉は似ておりますが、現在では分けて考えられておりますので、「地中熱」という言葉を入れていただきたいと思っております。   | 本方法論における地熱は、地球内部の熱源に由来する熱エネルギーを広く意味し、地中熱の概念も含むものとなっております。そのため、御指摘いただいた地中熱も方法論の対象となっております。他方、御指摘いただいたわかりやすさの観点についても重要であると考えますので、「地熱」の定義を「地熱・地中熱」に修正いたします。   |
| 11 | EN-R-001<br>p2<br>1. 適用条件<br>条件3 | 「未利用の木質バイオマス」とは、①いつの時点の、②どのような状態・形状のものを指すのか？③国産・外国産別に、方法論の中で明確にしてください。<br><br>・理由<br>○独自解釈の横行回避のため。<br>○事務局の独断回避、審査機関ごとに判断がばらつく事を回避するため。<br>○事務局、審査機関が文書で回答できるようにするため。(口頭対応でうやむやにさせないため)<br>○プロジェクト実施者保護のため。(定義などが明確にならないと、投資や取引などにリスクあるため)   | ①及び②については、プロジェクトの実施前において、マテリアル利用又はエネルギー利用されていないものであることが方法論に記載されています。また、③については、国産か海外産は問わないため、特段方法論では制限を設けておりません。  |
| 12 | EN-R-001<br>p2<br>1. 適用条件<br>条件3 | 下記が林地残材でない場合、「未利用の木質バイオマス」に相当しますか？<br>○伐採前の立木の状態<br>○伐倒された状態<br>○伐倒後に長さ別に玉切りされた状態<br>○玉切りされた原木が土場に移動する以前の状態<br>○原木土場から選別土場に移動した状態<br>○移動した原木が種類別に仕分けされた状態<br>○せりで落した原木を製材加工し発生した端材<br>○端材を加工してできたチップ<br>○出荷先(例えば、パルプ用、発電用、ボイラー燃料用など)と商談中で出荷先が確定していないチップの在庫<br><br>・理由<br>○独自解釈の横行回避のため。<br>○事務局の独断回避、審査機関ごとに判断がばらつく事を回避するため。<br>○事務局、審査機関が文書で回答できるようにするため。(口頭対応でうやむやにさせないため)<br>○プロジェクト実施者保護のため。(定義などが明確にならないと、投資や取引などにリスクあるため) | 未利用の木質バイオマスは、マテリアル利用又はエネルギー利用されていない木質バイオマスになります。ご質問いただいた状態の内、「伐採前の立木の状態」、「伐採された状態」、「伐採後に長さ別に玉切りされた状態」、「玉切りされた原木が土場に移動する以前の状態」は未利用であるか判断できないため、個別に判断が必要と考えます。また、プロジェクト実施前に未利用であるか(例えば、間伐材等であって、製紙用など既存用途で販売できる見込みのないもの)については、バイオマスの供給元から「未利用証明書」を提出いただく必要があります。 |
| 13 | EN-R-001<br>p2<br>1. 適用条件<br>条件3 | 下記の固形燃料は、代替化石燃料として排出削減に資することになります。当制度では固形燃料として認められない理由を方法論に示してください。<br>○乾燥汚泥、RPF、RDF、キノコ廃菌床、食品残さ、鶏糞、蓄糞、その他植物系固形バイオマス<br><br>・理由<br>原料を限定することは、代替化石燃料の普及促進による国内排出削減の促進とならないため  | 特にバイオマス関係の方法論については、大気汚染等の他環境への影響や車両・設備等の安全利用等の観点から、原料や設備の要件等を精査してきたものです。なお、プロジェクト実施からの提案に応じて、方法論を拡大することは可能となっております。  |
| 14 | EN-R-001<br>p2<br>1. 適用条件<br>条件3 | 「マテリアル利用又はエネルギー利用されていない」とは、①いつの時点の、②どのような状態・形状のものを指すのか？③国産・外国産別に、方法論の中で明確にしてください。<br><br>・理由<br>○独自解釈の横行回避のため。<br>○事務局の独断回避、審査機関ごとに判断がばらつく事を回避するため。<br>○事務局、審査機関が文書で回答できるようにするため。(口頭対応でうやむやにさせないため)<br>○プロジェクト実施者保護のため(定義などが明確にならないと、投資や取引などにリスクあるため)。  | ①及び②については、プロジェクトの実施前において、マテリアル利用又はエネルギー利用されていないものであることが方法論に記載されています。また、③については、国産か海外産は問わないため、特段方法論では制限を設けておりません。  |

| 番号 | 該当方法論  | 意見内容  | コメントに対する<br>考え方   |
|----|--|---|---|
| 15 | p2<br>1. 適用条件<br>条件3<br><br>EN-R-001             | <p>下記が林地残材でない場合、「マテリアル利用又はエネルギー利用されていない」に相当しますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伐採前の立木の状態</li> <li>○伐倒された状態</li> <li>○伐倒後に長さ別に玉切りされた状態</li> <li>○玉切りされた原木が土場に移動する以前の状態</li> <li>○原木土場から選別土場に移動した状態</li> <li>○移動した原木が種類別に仕分けされた状態</li> <li>○せりで落した原木を製材加工し発生した端材</li> <li>○端材を加工してできたチップ</li> <li>○出荷先(例えば、パルプ用、発電用、ボイラー燃料用など)と商談中で出荷先が確定していないチップの在庫</li> </ul> <p>・理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○独自解釈の横行回避のため。</li> <li>○事務局の独断回避、審査機関ごとに判断がばらつく事を回避するため。</li> <li>○事務局、審査機関が文書で回答できるようにするため。(口頭対応でうやむやにさせないため)</li> <li>○プロジェクト実施者保護のため(定義などが明確にならないと、投資や取引などにリスクあるため)。</li> </ul>   | <p>未利用の木質バイオマスは、マテリアル利用又はエネルギー利用されていない木質バイオマスになります。</p> <p>ご質問いただいた状態の内、「伐採前の立木の状態」、「伐採された状態」、「伐採後に長さ別に玉切りされた状態」、「玉切りされた原木が土場に移動する以前の状態」は未利用であるか判断できないため、個別に判断が必要と考えます。</p> <p>また、プロジェクト実施前に未利用であるか(例えば、間伐材等であって、製紙用など既存用途で販売できる見込みのないもの)については、バイオマスの供給元から「未利用証明書」を提出いただく必要があります。</p> |
| 16 | p2<br>1. 適用条件<br>条件3<br><br>EN-R-001             | <p>J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(方法論策定規程(排出削減プロジェクト用)29/31ページ)の番号7の意見内容に対する「コメントに対する考え方」に、「追加的な削減にはならないため、このような規定としたものです。」とありますが、代替されたところの化石燃料の排出量をベースラインとするので、「追加的な削減」に相当するはずですが、「コメントに対する考え方」で言うところの、「追加的な削減」とは何を指すのですか？</p> <p>「従前の木質バイオマスの流通量が追加的に増えない」ということをもし指すのであれば、木質バイオマス燃料に制約を設ける(「マテリアル利用又はエネルギー利用されていない」事は、結果として、供給の後押しに繋がる需要の拡大に足かせとなりませんか？</p> <p>そもそも、このことは、「追加的な削減」と何の関係があるのですか？(流通量の増減とCO2排出削減は別もの)</p> <p>・理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○独自解釈の横行回避のため。</li> <li>○事務局の独断回避、審査機関ごとに判断がばらつく事を回避するため。</li> <li>○事務局、審査機関が文書で回答できるようにするため。(口頭対応でうやむやにさせないため)</li> <li>○プロジェクト実施者保護のため(定義などが明確にならないと、投資や取引などにリスクあるため)。</li> </ul> | <p>従前、マテリアル利用又はエネルギー利用されていたバイオマス原料を、プロジェクトの実施に利用する場合、従前バイオマス原料を使用していた設備等でバイオマスが利用できなくなり、結果として化石燃料から代替する量が増加しない可能性があるため、このような規定としたものです。</p>  |
| 17 | p18<br>7. 付記<br>適用条件3を満たすことを示す資料<br><br>EN-R-001 | <p>発行者に要件はありますか？書式・内容は任意ですか？</p> <p>・理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局の独断回避、審査機関ごとに判断がばらつく事を回避するため。</li> <li>○事務局、審査機関が文書で回答できるようにするため。(口頭対応でうやむやにさせないため)</li> </ul>   | <p>適用条件3を満たすことを示す資料は、証拠書類の信頼性を確保する観点から、バイオマス燃料の供給元から発行していただく必要があります。書式・内容は任意とします。</p>   |

## J-クレジット制度における方法論(案)及び約款(案)についてのパブリックコメント募集結果(森林管理分野)

平成25年5月

| 番号 | 該当方法論                      | 意見内容   | コメントに対する考え方  |
|----|----------------------------|--|--|
| 1  | F0-001<br>p1<br>1.適用条件 条件1 | 国有林や公有林がプロジェクトの対象になるのは民業圧迫ではないか。<br><br>・理由<br>この制度は民間事業者の温暖化対策が中心だとすれば公的部門も民間事業者と同じと考えて良いのか疑問に思うので。   | 本制度では、公的に管理されている森林を含めて、我が国の地球温暖化対策に資する吸収量確保を促進することとしています。ただし、国は、制度管理者であるため、第三者性の確保から、国がプロジェクト実施者となることはできません。 |
| 2  | F0-001<br>p3 3.a) 補足説明     | 「1990年4月以降に森林施業(植栽、間伐)を行ったことを証明できる人工林の面積」はどのような書類が、どのような状態であれば施業を行われていたと判断されるのでしょうか？切り株を見たら分かりますと思うので、自筆でもよければ思いつき限り追加したい。<br><br>・理由<br>申請書類を整えたいので。  | 補助事業により当該施業を行った場合の実績を記した書類、施業を委託した場合の請書や契約書、施業履歴を管理するために調製している記録簿等により証明していただくこととなります。                        |
| 3  | F0-001<br>p3 3.a) 補足説明     | 「2013年4月以降認証対象期間内に森林経営計画又は森林施業計画に基づく適切な施業」とあるが、例えば2021年3月に施業をすれば、2013年4月～2021年3月まで吸収したということになるということでしょうか。これは計画があれば初めからクレジットをもらえるのか。それとも実績があってから2013年4月までさかのぼってクレジットがもらえるのか。<br><br>・理由<br>文章の意味がよくわからなかったのです。  | 2021年3月に施業を行った場合、吸収量の対象となる期間は2021年3月のみとなります。「モニタリング算定規程(森林管理プロジェクト用)」にその旨規定しております。                           |
| 4  | F0-001<br>p3 3.a) 補足説明     | 「(2013年4月以降認証対象期間内に)森林の保護(森林の巡視等を含む)が実施されている面積とする。なお、森林の保護の実施については、作業日誌等の記録を用いて証明する。」とあるが、例えば2021年3月に巡視をすれば、2013年4月～2021年3月まで吸収したということになるということでしょうか。これは計画があれば初めからクレジットをもらえるのか。それとも実績があってから2013年4月までさかのぼってクレジットがもらえるのか。<br><br>・理由<br>文章の意味がよくわからなかったのです。 | 巡視だけでは、吸収量の算定にはカウントされません。1990年以降の施業を行った時以降の吸収量を算定することとなります。  |
| 5  | F0-001<br>p3 3.a) 補足説明     | 「(2013年4月以降認証対象期間内に)森林の保護(森林の巡視等を含む)が実施されている面積とする。なお、森林の保護の実施については、作業日誌等の記録を用いて証明する。」とありますが、作業日誌等の記録がどのような状態であればよいと判断されるのか。<br><br>・理由<br>作業日誌の準備のため。  | 例えば、作業内容のほか、時期、場所、実施者、必要に応じて写真や図面等の情報が確認できる必要があります。  |
| 6  | F0-001<br>p1<br>1.適用条件     | 1.適用条件について、森林施業計画や森林経営計画をプロジェクト計画に合わせて作成すれば、森林施業計画や森林経営計画単位といっても恣意的にプロジェクト対象地を設定できるのではないのでしょうか。もしかすると、近隣森林では伐採されているかもしれないと思うので、これらの対策についての考え方を教えてください。<br><br>・理由<br>F0-001から生じるクレジットを購入して、カーボンオフセットなどのクレジットを用いた場合のリスクを考慮するため。                           | 森林施業計画又は森林経営計画については、森林整備の一体性が認定基準の一つとされているため、恣意的にプロジェクト対象地が設定されることにはならないと考えています。                             |

| 番号 | 該当方法論                  | 意見内容   | コメントに対する考え方  |
|----|------------------------|--|--|
| 7  | F0-001<br>p1<br>1.適用条件 | <p>1.適用条件の条件3や条件5はいずれも見込みや計画が妥当であれば良いとなっていますが、これらの見込みが外れて実際の吸収量累計が負になったり、プロジェクト実施地が土地転用された場合であっても、見込みや計画さえ妥当であればそれらのクレジットは有効と考えてよいのでしょうか？</p> <p>もしくは、このプロジェクトそのものが無効となり吸収量が補填されることになるのでしょうか？</p> <p>また、既に発行されたクレジットがあった場合はそれらのクレジットは引き続き有効なのか、無効として補填対象となるのか教えてください。</p> <p>・理由<br/>F0-001から生じるクレジットを購入して、カーボンオフセットなどのクレジットを用いた場合のリスクを考慮するため。</p>   | <p>適用条件を満たす吸収活動である場合、プロジェクト計画登録を行うことはできますが、クレジットはあくまで実績に基づいて発行されるものです。</p> <p>また、一度発行されたクレジットの有効性は変わりません。ただし、実際の吸収量累計が負になった場合、プロジェクト実施者は、吸収効果消失分に相当する量のJ-クレジットを補填する必要があります。なお、補填の方法は「実施規程(プロジェクト実施者向け)」に規定しております。</p>  |
| 8  | F0-001<br>p3           | <p>実施要綱「1.6 J-クレジット制度の対象プロジェクト」には、日本国温室効果ガスインベントリに計上される吸収量の増大に資する取組であって、2013年4月1日以降に実施されるもの」とあり、また、実施要綱「3.1.3 プロジェクトの計画」では、「本制度に基づき登録されるプロジェクトは、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。(中略)②平成25年4月1日以降に実施されたものであること③追加性を有すること」となっています。さらには、実施要綱「4.4 プロジェクト開始時期の特例」には、「2012年度中に排出削減・吸収活動を開始して、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット(J-VER)制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない者は、2013年度中に限り、本制度のプロジェクトとして登録の申請を行うことができる。」となっていて、2013年4月1日以降に実施される者しか認めず、遡れるとしても2012年度までとなっています。</p> <p>一方、3.a)補足説明のAreaForest,iの説明を見ると、1990年4月1日から2013年3月31日までの、いわゆる過去の施業を評価することになっています。</p> <p>実施要綱とは矛盾していないということだと思いますが、なぜ矛盾していないのかという考え方についての説明をお願いします。</p> <p>・理由<br/>実施要綱と方法論の関係を理解したいため。</p> | <p>J-クレジット制度は、原則として2013年度以降に実施されたプロジェクトを対象としております。しかしながら、2012年度に排出削減・吸収活動を開始したが旧制度(国内クレジット制度、J-VER制度)への申請が間に合わなかった者等への救済措置として、プロジェクト開始時期の特例を設けて、2013年度に限り本制度のプロジェクトとして登録申請を行えるようにしているところであります。</p> <p>また、森林管理プロジェクトにおけるAreaForest,iについては、2013年4月以降認証対象期間内に森林経営計画又は森林施業計画に基づく適切な施業又は森林の保護が実施されている面積とされているため矛盾した取扱いとなっていないと考えます。</p> |
| 9  | F0-001<br>p3           | <p>3.a)補足説明のAreaForest,iを見ると、森林の巡視等を含む森林の保護を行うことにより、プロジェクト開始前に行われた施業の実績も含めてよいことになっている。これは、これらの森林の保護活動がなかった場合には、森林は伐採されてしまう等で保護されないということでしょうか。</p> <p>もしも、保護活動がなくてもなら伐採されないならプロジェクトを行う意味がないと考えます。このプロジェクトがなければ日本の森林はどの程度伐採されてしまうのか、これらの伐採状況について説明してください。</p> <p>・理由<br/>文書がわかりにくかったから。</p>  | <p>御指摘のとおり、森林の保護活動が実施されることにより、無計画な主伐や施業放棄などに起因する風倒被害や山崩れの発生による炭素ストックの過剰な減少を防止することを意図しております。</p>  |
| 10 | F0-001<br>p3           | <p>3.a)補足説明のAreaForest,iを見ると、1990年4月以降に森林施業を行った後は、森林の巡視等だけでも吸収されるということになっているがその認識でよいですか。この制度は2020年までなので、森林施業の効果は30年程度続くと考えてよいでしょうか。30年効果が続くのであれば、森林施業はそれほど頻繁に行う必要がないということでしょうか。</p> <p>・理由<br/>科学的に見て、過去の森林施業の効果がどの程度続くのかについて関心があるため。</p>  | <p>森林施業の間隔については、樹種、林齢、地域、施業体系、施業の種類によって異なります。本方法論では、国際的な吸収量計上のルールに沿って、森林施業が適切に行われていることを求めており、森林施業計画又は森林経営経営計画の認定を適用条件としています。</p>   |

| 番号 | 該当方法論                    | 意見内容   | コメントに対する考え方   |
|----|--------------------------|--|---|
| 11 | F0-001<br>p3             | <p>実施要綱における追加性の定義やプロジェクトの登録の要件から考えると、この方法論による吸収量は、「本制度が存在しない場合に対して追加的な吸収が実現されたものでなければならない」ということですが、そうだとすれば、このプロジェクトを実施しなかった場合にはこれらの森林は吸収しないということでしょうか。</p> <p>3.a)補足説明のAreaForest,iとの関係では、このプロジェクトを実施しなかった場合に森林が吸収しないというのはどのような状態のことを指すのでしょうか。</p> <p>・理由<br/>実施要綱における追加性の定義との関係について理解したいため。</p>   | <p>プロジェクトを実施しない場合には、無計画な主伐や施業放棄などが起こり、それらに起因して風倒被害や山崩れの発生による炭素ストックの過剰な減少を引き起こす可能性があります。</p>   |
| 12 | F0-001<br>p3             | <p>「AreaForest,i」の定義およびその「補足説明」は、算定可能かつ追加的な吸収量増大を伴わないプロジェクトが認められることがないよう、根本的に見直すべきである。現状の定義では、1990年以降に何かの手を入れた森林であって、かつ、2013年4月以降にどこかの森林経営計画に組み込んでさえいれば、あとは「巡視」しただけで、自動的に計算式に当てはめて吸収量が算定できるとも解釈できる。そのようなプロジェクトが「吸収量の増大」に貢献しているとは到底考えられない。</p> <p>・理由<br/>そもそも、京都議定書でいう3条4項活動に相当する「森林管理」からの吸収量の算入は、大きな不確実性を持っている分野であり、本来であれば、クレジットの仕組みそのものに入れること自体に慎重であるべき。クレジットの仕組みに取り入れる際には極めて保守的に考えるべきである。</p> <p>3ページの「プロジェクト実施後吸収量の算定」の見出し下にある「補足説明」では、森林の面積に関する「AreaForest,i」の説明として、「AreaForest,i は、1990年4月以降に森林施業（植栽、間伐）を行ったことを証明できる人工林の面積であって、2013年4月以降認証対象期間内に森林経営計画又は森林施業計画に基づく適切な施業又は森林の保護（森林の巡視等を含む）が実施されている面積とする。」とある。</p> <p>この説明では、最低限のケースとして、「1990年以降に何かをした」と「2013年以降に、どこかの森林経営計画に入っていて、最低限『巡視』をしている」とことさえ確保できれば、あとは計算式を当てはめて吸収量を計算できるという定義であると読める。</p> <p>これでは、実際の森林で吸収が起きているとは到底考えられない。5ページにある「ベースライン吸収量の考え方」では、「2013年4月以降適切な森林経営がなされなかった場合の吸収量」をベースライン吸収量とするとあるが、この「適切な森林経営がなされなかった場合」と上記の「適切な……実施されている」ケースとの吸収量の差というのは、どこに生じ得るのかが極めて不明瞭であり、国際的な文脈でいうMRVを満たせるとはとも考えられない。</p> | <p>プロジェクトを実施しない場合には、無計画な主伐や施業放棄などが起こり、それらに起因して風倒被害や山崩れの発生による炭素ストックの過剰な減少を引き起こす可能性があります。これをベースラインとし、京都議定書上、吸収量として認められる森林を維持することを想定した方法論としております。なお、例えば、病中獣害や倒木等の重大な森林被害が生じているにも関わらず対策が講じられず、巡視等しか行われていない森林については、吸収量算定の対象となりません。</p> |
| 13 | F0-001<br>p1<br><方法論の対象> | <p>方法論の対象には、「森林経営活動を実施することにより、我が国の森林経営による吸収量として気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）で決定された吸収量の確保に資する」とありますが、方法論内で「気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）で決定された吸収量の確保に資する」を確かめるプロセスが見つかりません。これについてどのように確かめられることになるのかご教示ください。</p> <p>・理由<br/>第2回の審議会の議事概要を読むと京都議定書上のルールと整合しているかを気にしている委員もいるようであり、京都議定書との関係が気になりました。</p>   | <p>CMP7で決定されたルールに沿った活動として、P3 3.a)のArea Forest,iの補足説明に活動の内容を記載しています。</p>   |
| 14 | F0-001<br>p3<br>3.a)補足説明 | <p>この方法論の通りに1990年4月以降に森林施業を行って、あとは森林の巡視等の森林の保護を行えば、京都議定書の算入上限値を確保できると考えてよいということでしょうか。</p> <p>・理由<br/>第2回の審議会の議事概要を読むと京都議定書上のルールと整合しているかを気にしている委員もいるようであり、京都議定書との関係が気になりました。</p>  | <p>本方法論の内容は、京都議定書の下で我が国が全国レベルで適用している森林吸収量算定の考え方に沿ったものとしており、我が国の吸収量確保に資する活動が評価されるよう定めているものです。ただし、参入上限値確保の可否については、国全体の対策実施の状況等にも関係することから一概に考えることはできません。</p>   |

| 番号 | 該当方法論                            | 意見内容  | コメントに対する考え方   |
|----|----------------------------------|---|---|
| 15 | F0-001<br>p5<br>4. ベースライン吸収量の考え方 | この方法論により施業されている森林は、もともとは京都議定書上カウントされていたものではなく、この方法論の実施によって、追加的に京都議定書にカウントされるようになるということでしょうか。<br>仮に、もともと京都議定書にカウントされていたとすればこのプロジェクトの実施によりどのように追加的な対策となっているのかご教示ください。<br><br>・理由<br>第2回の審議会の議事概要を読むと京都議定書上のルールと整合しているかを気にしている委員もいるようであり、京都議定書との関係が気になりました。  | 御理解のとおり、この方法論の実施によって、追加的に京都議定書にカウントされることとなります。<br>適切な森林の施業又は保護がなされていない場合は、我が国の吸収量としてカウントは困難になると考えます。  |
| 16 | F0-001<br>p5<br>4. ベースライン吸収量の考え方 | 「1990年4月以降に森林施業(植栽、間伐)を行った人工林の面積において、2013年以降適切な森林経営がなされなかった場合の吸収量」とありますが、京都議定書上は2013年以降に適切な森林経営がなされたかどうかで、わが国の吸収量にカウントされたりされなかったりするのでしょうか。<br><br>・理由<br>第2回の審議会の議事概要を読むと京都議定書上のルールと整合しているかを気にしている委員もいるようであり、京都議定書との関係が気になりました。   | 京都議定書の下での森林吸収量算定ルールでは、「森林経営」活動として、1990年以降に適切な施業が行われ、2013年度以降において、適切な状態にある森林をカウントの対象とする考え方になっております。  |
| 17 | F0-001<br>p5<br>4. ベースライン吸収量の考え方 | 「1990年4月以降に森林施業(植栽、間伐)を行った人工林の面積において、2013年以降適切な森林経営がなされなかった場合の吸収量」とありますが、1990年4月以降に森林施業(植栽、間伐)を行っている人工林は既に京都議定書上カウントされているのではないのでしょうか。<br>ベースラインでは1990年4月以降に森林施業(植栽、間伐)を行っている人工林の成長量をゼロとカウントされていますが、吸収量の算定の際には、1990年4月以降に森林施業(植栽、間伐)を行っている人工林の成長量を京都議定書に沿ってカウントしているように見受けられます。その差が森林の巡視等の森林の保護ということであれば、その根拠を教えてください。<br><br>・理由<br>第2回の審議会の議事概要を読むと京都議定書上のルールと整合しているかを気にしている委員もいるようであり、京都議定書との関係が気になりました。また、審議会の時の政府の回答としても「森林の吸収量は、国際ルールにおいて、1990年以降のものをカウントできることとなっている」となっています。 | 京都議定書の下での森林吸収量算定ルールでは、「森林経営」活動として、1990年以降に適切な施業が行われていることが求められています。<br>適切な森林経営(森林経営計画等)に基づく適切な施業や森林の保護が行われない森林では、無計画な主伐や施業放棄といった不適切な施業がおこり、それらに起因して風倒被害や山崩れの発生による炭素ストックの過剰な減少を引き起こす可能性があります。このため、2013年以降に適切な森林経営が行われない森林の吸収量をベースラインとしています。 |
| 18 | F0-001<br>全体                     | この方法論によるプロジェクトの実施によって、温室効果ガスインベントリが追加的に増大する仕組みについて教えてください。<br><br>・理由<br>第2回の審議会の議事概要を読むと京都議定書上のルールと整合しているかを気にしている委員もいるようであり、京都議定書との関係が気になりました。   | 本方法論の内容は、京都議定書の下で我が国が全国レベルで適用している森林吸収量算定の考え方に沿ったものとしています。このため、本方法論に基づいてプロジェクトを実施することは、我が国の吸収量確保に寄与することとなります。  |

## J-クレジット制度における方法論(案)及び約款(案)についてのパブリックコメント募集結果(約款(PP))

平成25年5月

| 番号 | 該当箇所 | 意見内容  | コメントに対する考え方   |
|----|------|---|---|
| 1  |      | プロジェクト実施者向け約款案第8条の項番号の付け方がおかしいです。   | 御指摘を踏まえ、修正いたします。  |
| 2  |      | 同案第3条柱書及び審査機関向け約款案第3条柱書には、「以下の事項に合意することを誓約する。」とあります。しかし、このような表現は、回りくどく、法的拘束力に疑問を生じさせるおそれがあると思います。したがって、前記の文言を「以下の事項に従わなければならない。」とするべきだと思います。  | 御指摘を踏まえ、修正いたします。  |
| 3  |      | プロジェクト実施者向け約款案第5条及び審査機関向け約款案第5条は、一切の責任について免責を規定しています。しかし、故意や重過失がある場合にも免責される旨の規定は、信義則に照らし、法的有効性に疑問があると思います。したがって、前記の免責事項について、故意又は重過失がある場合を除く旨の規定を設けるべきだと思います。他方、プロジェクト実施者向け約款案第7条第2項及び審査機関向け約款案第7条第2項も、一見免責を規定しているように見えます。しかし、制度の変更等は、公法上の行為であって、制度自体は、約款の内容に含まれないと解されます。このため、原則として制度の変更等が損害賠償責任を生じさせないのは、当然のことであると解されます。もっとも、一定の場合には、施策の変更に当たり信頼への法的保護が与えられることがあることに留意するべきだと思います(最高裁判所判決昭和56年1月27日民集35・1・35参照)。このため、前記の規定は、この信頼が発生するのを妨げるものとして有効だと思います。一方、約款の変更等は、契約に直接含まれる事項だと思います。ところが、約款の変更等の合理性を問わず約款使用者が自由に変更等を行うことができるとするのは、やや乱暴過ぎると思います。したがって、プロジェクト実施者向け約款案第6条及び審査機関向け約款案第6条に規定する約款の変更等は、合理的でなければならないとするべきだと思います。 | 本制度は、制度利用者であるプロジェクト実施者の同意に基づき誓約書を提出して参加する制度ですが、制度管理者(国)側に故意や重過失がある場合には、基本的には制度管理者側で適切に対処することを想定していること、また免責になる場合を個別に書き分けることは困難なことから包括的な規定としているものです。なお、約款に基づく権利・義務の範囲外で行政不服審査法の適用がある場合には、当該法律による不服申し立てを排除するものではないと考えられます。また、本約款は、基本文書の一つであるため、他文書と同様に、制度管理者による改訂が行われますが、手続としては、運営委員会における審議後、パブリックコメントを経て改訂されることとなります。 |
| 4  |      | 約款により義務を課すためには、それによって義務を負う主体が明確でなければなりません。したがって、プロジェクト実施者向け約款案第6条第2項及び審査機関向け約款案第6条第2項中「制度管理者の指示に従わなければならない。」の前に「プロジェクト実施者は、」又は「審査機関は、」を加えるべきだと思います。   | 御指摘を踏まえ、修正いたします。  |

## J-クレジット制度における方法論(案)及び約款(案)についてのパブリックコメント募集結果(その他)

平成25年5月

| 番号 | 該当箇所 | 意見内容  | コメントに対する考え方  |
|----|------|---|--|
| 1  |      | <p>新規方法論の提案「化石原料由来の界面活性剤を動植物油脂由来石けんに切り替える場合」</p> <p>我が国において製造、輸入される合成界面活性剤の殆どが石油原料の洗剤であり現在においてはその利用、消費は多岐にわたっているが、洗浄目的の製品では十分に動植物油脂由来「廃食油を含む」の石けんで対応出来る分野があり社会的に見てもその意義は大きいと思います。</p> <p>ただクレジット方法論として含有カーボンを計算する根拠が必要な事は理解出来るが、石けんの場合は二酸化炭素の削減だけではなく環境面から見ても生分解が合成洗剤より優れている点にも注目して欲しいと思います。</p> <p>石油由来の合成洗剤も動植物油脂由来「廃食油を含む」の石けんも共に自然界では最終的には水と二酸化炭素に分解されるため、自ずと前者の二酸化炭素は化石燃料由来の炭素と変わらない現実があり、今後問題視されると思います。</p> <p>将来においても自然環境保護の観点からは是非導入の機会を与えて下さい。</p> | <p>国内クレジット制度又はオフセット・クレジット(J-VET)制度の方法論において該当のない技術については、J-クレジット制度において方法論として申請していただく必要があります。J-クレジット制度における方法論の申請手続きは、「方法論策定規程」に記載されております。</p>   |
| 2  |      | <p>本クレジット制度策定の目的の一つは、市場メカニズムを活用した地球環境問題の解決への貢献であると考えます。</p> <p>現状案では、建物の省エネ化や工業プロセスの見直し、あるいは森林による吸収など、「直接的」な削減や吸収に限定した方法論が用意されていますが、旧制度の課題とされている社会的認知度の低さを改善しより実効性のある制度としていくためには、方法論をサプライチェーン全体に拡大し「間接的」な効果もクレジットの対象としていくべきではないでしょうか。</p> <p>例えば、主要建設資材であるコンクリートに関しては、使用されるセメントの製造段階の工夫だけではなく、セメントを高炉スラグやフライアッシュに置換するという工夫により削減される二酸化炭素排出量をクレジットの対象とすることが出来ます。</p>  | <p>本制度の「方法論策定規程」では、方法論においてはプロジェクトの実施に影響のある排出削減活動等を考慮することとされております。そのため、御指摘の「間接的」な効果についてもクレジットの対象になり得ます。他方、排出削減量の算定にはモニタリングすることが前提になりますので、「間接的」な効果についてもモニタリングが必要となり、適切なモニタリング方法が確立できるかどうか論点になると考えます。</p> |